

道の駅もりおか浜民 テナント出店者募集に係る質問への回答

番号	項目	質問	回答
1	起業・創業者への支援（要項P4）	起業・創業者の定義は。起業して何年までOKといったことはあるか。	道の駅のテナントに出店するために新たに会社を興すといった方を対象としたものであり、これまでに別の事業で起業していた方は対象外となる。
2	経費（要項P7）	グループで出店する場合、施設使用料はどのようになるか。	1区画につきかかる施設使用料の額は変わらない。負担割合等はグループ内で決定していただくこととなる。
3		開業後に必要な経費の中で管理費があるが、どの程度見込めばよいか。	管理費の内訳については精査中のため、現時点では使用料の1割程度を見込んでいただきたい。
4	提供商品	商品開発では玉山や盛岡地域のものを使ったほうがいいか。	盛岡・玉山地域のものをぜひ使っていただきたいが、盛岡に限定するわけではなく、盛岡広域や県内の様々な地域資源を活用していただきたい。
5		産直・物販施設にテイクアウトが入るとのことだが、どんな商品を扱う予定か。	産直・物販施設は指定管理者が運営する予定だが、明確にどんな商品を出すかということは決まっていないため、一般的な道の駅のテイクアウトのメニューを想定していただきたい。
6	テナントの使用方法	1区画に1店舗でなければならないか。複数店舗が入っても構わないか。	基本的には1つの店舗を想定しているが、複数者がグループで店舗に入り、それぞれの会社の物品等を販売することは可能である。グループではない事業者同士で1区画を分けて使うことは想定していない。
7		テナント区画への搬入は、どこからどのように行えばよいか。	D棟・E棟の裏は、地形の関係上、バルコニーとなっており、直接車両を寄せることができないため、次のいずれかの方法で搬入してもらうこととなる。①荷捌き用駐車場から台車等で搬入する。②F棟地下に車両をつけ、そこから台車等で搬入する（F棟内は業務用エレベーターあり）。③営業時間外にテナントの正面に車両をつける（高さ制限2.7mまで）。

道の駅もりおか渋民 テナント出店者募集に係る質問への回答

番号	項目	質問	回答
8	テナントの設備	テナント区画の空調は、どのような規模のものが入るのか。飲食店の場合、営業許可を得るために大きなフードダクトが必要となる。	市で設置する空調設備については、建築基準法上必要な24時間換気のための換気扇であり、飲食店舗等の火気使用の場合には別途空調設備が必要となる。基本的に間仕切りをしなければ24時間換気のために必要となる換気扇となるため、出店が決まったら、設置位置等の調整をする必要がある。なお、別途空調設備の設置をB工事で行うか、C工事で行うかについては、今後の協議となる。
9		テナントの設備を検討するために、展開図や給排水に係る図面を提供してほしい。	H Pに掲載。
10	施設全体の設備等	施設内の除雪はどのようにされるのか。	除雪の具体的な方法は検討中であるが、基本的には指定管理者が除雪をすることとなる。ただし、今後の協議により、テナント前のエリアやD・E棟周りなどは、テナント事業者にも協力いただく可能性もある。
11		国道4号側の出入り口に、信号は設置されるか。交通量が多いため、事故等が心配である。	警察に協議した上で、信号はつかないこととなったが、岩手町方面から入る際の右折レーンを設ける。
12	その他	もし開業時期が遅れた際に、営業補償等はあるのか。	営業補償は行わないが、開業時期の変更等が生じる場合は随時情報提供を行い、営業に支障が生じないように努める。